

## 藤井寺市社会福祉協議会ソーシャルメディア運用ポリシー

社会福祉法人藤井寺市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の事業に関する情報を中心とした地域福祉活動の取り組み等について、迅速に情報を提供することを目的として、ソーシャルメディアを運用します。ソーシャルメディアを適正に運用し、本会が運用するソーシャルメディアを利用するすべての方（以下、「利用者」という。）の誤解や混乱を防ぐため、次のとおり運用ポリシーを定めます。

### 1 運用するソーシャルメディアの種類

#### ① Facebook

### 2 アカウント（ページ）、URL

#### ① Facebook

- ・ ページ名 藤井寺市社会福祉協議会
- ・ URL <https://www.facebook.com/fujiiderasyakyou>
  
- ・ ページ名 藤井寺市生活支援コーディネーター（地域助け合い推進員）
- ・ URL <https://www.facebook.com/fujiiderahoukatu>

### 3 掲載内容

- 1) 本会の事業に関する情報
- 2) 本会の地域貢献活動に関する情報
- 3) 市内の地域福祉活動に関する情報
- 4) 災害時における被災地支援情報
- 5) その他、本会が事業推進の為、必要と判断した情報

### 4 投稿者

本会職員 ※決裁を受けた後投稿します。

### 5 運用時間

原則、勤務時間内において不定期に投稿します。

### 6 コメント等への対応

- 1) 利用者からのコメントの対応については、義務付けされるものではありません。

2) 掲載内容についてのお問い合わせは、電話またはメールで受け付けます。

電話：072-938-8220      e-mail：fureai@silver.ocn.ne.jp

## 7 遵守事項

利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者による投稿内容について、情報発信者が、禁止事項に該当すると判断した場合は、利用者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 本会、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある行為
- (3) 他者になりすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介等を含む。）
- (5) 著作権、商標権等の知的財産権や、肖像権等を侵害するおそれのある行為
- (6) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 本会、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (9) その他、本会が不相当と判断した行為

## 8 知的財産権の帰属

掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権、商標権等の知的財産権は、本会又は原権利者に帰属します。

## 9 免責事項

- (1) 本会は、本ページにおける情報の正確性、完全性等を保証する義務を負うものではありません。
- (2) 本会は、利用者が本ページを利用したこと、又は利用できなかったことによって生じるいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- (3) 本会は、利用者により投稿されたコンテンツ（コメント・写真・動画等）について、一切責任を負いません。
- (4) 本会は、本ページに関連して利用者間又は利用者と第三者間でトラブル・紛争等が発生した場合においても、一切責任を負いません。
- (5) 利用者により投稿されたコンテンツについては、投稿されたことをもって全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む）権利を

許諾したものとし、かつ、本会に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

- (6) 本会は、運用するソーシャルメディアの利用方法、技術的な質問、システム状況等に関しては一切回答できません。

#### 10 運用ポリシーの変更

- (1) 運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。
- (2) 変更後の運用ポリシーは、別途定める場合を除き、本ページ上に掲載した時点から効力を生じるものとします。

#### 11 個人情報に関する取り扱い

サービスを通じて本会が提供を受けた個人情報については、個人情報保護規程に基づき、適切に取り扱います。

#### 12 その他

その他、この運用ポリシーの実施について必要な事項は、本会会長が別に定めます。